第3 租税特別措置法関係通達(法人税編)関係

昭和50年2月14日付直法2 2「租税特別措置法関係通達(法人税編)の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一目次

改 正	後	改	正	前
第1章 特別税額控除及び減価償却の特例	J	第1章 特別税額控除及び	が減価償却の特例	
第42条の4 《試験研究費の額が増加した	場合等の法人税額の特別控除》関係	第42条の4 《試験研究費	愛の額が増加した場合等	その法人税額の特別控除》 関係
第42条の5~第48条《共通事項》関係		第42条の5~第48条《共	·通事 項》関係	
第42条の5 《エネルギー需給構造改革推	進設備等を取得した場合の特別償却	第42条の5 《エネルギー	-需給構造改革推進設備	情等を取得した場合の特別償却
又は法人税額の特別控除》関	係	又は法人税額	質の特別控除》関係	
第42条の6 《中小企業者等が機械等を取	2得した場合等の特別償却又は法人税			
額の特別控除》関係				
第42条の7 《事業基盤強化設備を取得し	た場合等の特別償却又は法人税額の	第42条の7 《事業基盤強	能化設備を取得した場合	等の特別償却又は法人税額の
特別控除》関係		特別控除》関	係	
		第42条の8 《事業化設備	情等を取得した場合等 <i>の</i>)特別償却又は法人税額の特別
		控除》関係		
第42条の9《沖縄の特定地域において』	業用機械等を取得した場合の法人税	第42条の9 《沖縄の特定	E地域において工業用機	終械等を取得した場合の法人税
額の特別控除》関係		額の特別控除	除》関係	
第42条の10《沖縄の特定中小企業者が紹	営革新設備等を取得した場合等の特	第42条の10《沖縄の特定	日中小企業者が経営革新	設備等を取得した場合等の特
別償却又は法人税額の特別招	除》関係	別償却又は法	大人税額の特別控除》関	係
		第42条の11《中小企業者	š等が機械等を取得した	場合等の特別償却又は法人税
		額の特別控除	製係	
第42条の11 (情報通信機器等を取得した	場合等の特別償却又は法人税額の特			
別控除》関係				
第43条《特定設備等の特別償却》関係		第43条《特定設備等の特	詩別償却 》関係	

東							
第2款 公審防止設備 第3款 海洋運輸業等 第4款 航空機 第43条の 2 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研	改	正	後		改	正	前
第3款 海洋運輸業等 第4款 航空機 第43条の2 (関西文化学術研究部市の文化学術研究地区における文化学術研 究施設の特別償却)関係 第43条の3 (特定中核的民間施設等の特別償却)関係 第44条の3 (特定中核的民間施設等の特別償却)関係 第44条の9 (特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別	第1款 共通事	頁		第 1 款	共通事項		
第4款 航空機 第43条の2 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別信却)関係 第43条の3 (特定中核的民間施設等の特別信却)関係 第44条(地震防災対策用資産の特別信却)関係 第44条(地震防災対策用資産の特別信却)関係 第44条の2 (特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却)関係 第44条の3 (開発研究用設備の特別償却)関係 第44条の3 (開発研究用設備の特別償却)関係 第44条の6 (特定金融利用施設の特別償却)関係 第44条の7 (商業施設等の特別償却)関係 第44条の7 (商業施設等の特別償却)関係 第44条の7 (商業施設等の特別償却)関係 第44条の8 (製造過程管理高度化設備等の特別償却)関係 第44条の9 (再商品化設備等の特別償却)関係 第44条の10 (特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却)関係 第44条の10 (特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却)関係 第44条の10 (特定集積地区における工業用機械等の特別償却)関係 第44条の10 (特定集積地区における工業用機械等の特別償却)関係 第44条の10 (特定集積地区における可能の特別償却)関係 第44条の10 (特定集積地区における可能の行別償却)関係 第44条の2 (中小企業者等の機械の特別償却)関係 第45条の2 (中小企業者等の機械の特別償却)関係 第45条の3 (医療用機器等の特別償却)関係 第45条の3 (医療用機器等の特別償却)関係 第45条の3 (医療用機器等の特別償却)関係 第45条の3 (医療用機器等の特別償却)関係 第45条の3 (医療用機器等の特別償却)関係	第2款 公害防	上設備		第2款	公害防止設備		
第43条の2 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施度の2 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施度の4分間を対しています。 第43条の3 (特定中核的民間施設等の特別償却)関係 第43条の3 (特定中核的民間施設等の特別償却)関係 第44条の2 (特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別	第3款 海洋運	輸業等		第3款	海洋運輸業等		
完施設の特別償却》関係 第43条の3 (特定中核的民間施設等の特別償却)関係 第44条(地震防災対策用資産の特別償却)関係 第44条の2 (特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別	第4款 航空機			第4款	航空機		
第43条の3 (特定中核的民間施設等の特別償却)関係 第44条 (地震防災対策用資産の特別償却)関係 第44条 (地震防災対策用資産の特別償却)関係 第44条の2 (特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別 償却)関係 第44条の3 (開発研究用設備の特別償却)関係 第44条の4 (事業革新設備の特別償却)関係 第44条の5 (特定余暇利用施設の特別償却)関係 第44条の6 (特定電気通信設備等の特別償却)関係 第44条の7 (商業施設等の特別償却)関係 第44条の7 (商業施設等の特別償却)関係 第44条の9 (再商品化設備等の特別償却)関係 第44条の9 (再商品化設備等の特別償却)関係 第44条の9 (本書業を受害を受害を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を	第43条の2 《関西	文化学術研究都市の文化学	学術研究地区における文化学術研	第43条の	2 《関西文化学》	析研究都市の文化学術	研究地区における文化学術研
第44条 (地震防災対策用資産の特別償却)関係 第44条の2 (特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別	究施設(の特別償却》関係			究施設の特別の	賞却》関係	
第44条の 2 《特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別 償却)関係 第44条の 3 《開発研究用設備の特別償却)関係 第44条の 4 《事業革新設備の特別償却)関係 第44条の 5 《特定余暇利用施設の特別償却)関係 第44条の 6 《特定電気通信設備等の特別償却)関係 第44条の 7 《商業施設等の特別償却)関係 第44条の 7 《商業施設等の特別償却)関係 第44条の 9 《再商品化設備等の特別償却)関係 第44条の 9 《再商品化設備等の特別償却)関係 第44条の 10 《特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却)関係 第44条の 10 《特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却)関係 第44条の 10 《特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却)関係 第44条の 10 《特定集積地区における工業用機械等の特別償却)関係 第45条の 2 《中小企業者等の機械の特別償却》関係 第45条の 2 《使療用機器等の特別償却》関係 第45条の 2 《使療用機器等の特別償却》関係 第45条の 2 《使療用機器等の特別償却》関係 第45条の 3 《医療用機器等の特別償却》関係	第43条の3 《特定	中核的民間施設等の特別(賞却》関係	第43条の	3 《特定中核的图	民間施設等の特別償却	〕)関係
償却》関係 償却》関係 第44条の 3 (開発研究用設備の特別償却)関係 第44条の 4 (事業革新設備等の特別償却)関係 第44条の 5 (特定余暇利用施設の特別償却)関係 第44条の 5 (特定余暇利用施設の特別償却)関係 第44条の 6 (特定電気通信設備等の特別償却)関係 第44条の 6 (特定電気通信設備等の特別償却)関係 第44条の 7 (商業施設等の特別償却)関係 第44条の 7 (商業施設等の特別償却)関係 第44条の 9 (再商品化設備等の特別償却)関係 第44条の 9 (再商品化設備等の特別償却)関係 第44条の 10 (特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却)関係 第44条の 10 (特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却)関係 第45条の 2 (中小企業者等の機械の特別償却)関係 第45条の 2 (中小企業者等の機械の特別償却)関係 第45条の 2 (医療用機器等の特別償却)関係 第45条の 2 (中小企業者等の機械の特別償却)関係 第46条(経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増 償却)関係 第46条(経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増 億却)関係 第 1 款 収入金額基準及び資産価額基準 第 1 款 収入金額基準及び資産価額基準	第44条《地震防災	対策用資産の特別償却》「	関係	第44条《	地震防災対策用資	資産の特別償却》関係	
第44条の3 (開発研究用設備の特別償却)関係 第44条の4 (事業革新設備の特別償却)関係 第44条の5 (特定余暇利用施設の特別償却)関係 第44条の6 (特定電気通信設備等の特別償却)関係 第44条の7 (商業施設等の特別償却)関係 第44条の7 (商業施設等の特別償却)関係 第44条の9 (再商品化設備等の特別償却)関係 第44条の9 (再商品化設備等の特別償却)関係 第44条の9 (再商品化設備等の特別償却)関係 第44条の10 (特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却)関係 第44条の10 (特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却)関係 第44条の10 (特定集積地区におけるする計画を実施等の特別償却)関係 第45条の2 (中小企業者等の機械の特別償却)関係 第45条の2 (中小企業者等の機械の特別償却)関係 第45条の2 (中小企業者等の機械の特別償却)関係 第46条(経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増 償却)関係 第46条(経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増 償却)関係 第1款 収入金額基準及び資産価額基準	第44条の2 《特定》	高度技術産業集積地域に	おける高度技術産業用設備の特別	第44条の	2 《特定高度技行	析産業集積地域におけ	る高度技術産業用設備の特別
第44条の4 (事業革新設備の特別償却) 関係 第44条の5 (特定余暇利用施設の特別償却) 関係 第44条の6 (特定電気通信設備等の特別償却) 関係 第44条の7 (商業施設等の特別償却) 関係 第44条の7 (商業施設等の特別償却) 関係 第44条の9 (再商品化設備等の特別償却) 関係 第44条の9 (再商品化設備等の特別償却) 関係 第44条の9 (再商品化設備等の特別償却) 関係 第44条の10 (特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却) 関係 第44条の10 (特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却) 関係 第44条の20 (中定集積地区における計場でありのでは、第44条の20 (中でのでは、10 (特定集積地区における計算をでは、10 (特定集積地区における工業用機械等の特別償却) 関係 第45条 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係 第45条の2 (中小企業者等の機械の特別償却) 関係 第45条の2 (中小企業者等の機械の特別償却) 関係 第45条の3 (医療用機器等の特別償却) 関係 第46条 (経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増 償却) 関係 第1款 収入金額基準及び資産価額基準	償却》「	関係			償却》関係		
第44条の5 (特定余暇利用施設の特別償却)関係 第44条の5 (特定余暇利用施設の特別償却)関係 第44条の6 (特定電気通信設備等の特別償却)関係 第44条の7 (商業施設等の特別償却)関係 第44条の7 (商業施設等の特別償却)関係 第44条の7 (商業施設等の特別償却)関係 第44条の9 (再商品化設備等の特別償却)関係 第44条の9 (再商品化設備等の特別償却)関係 第44条の9 (再商品化設備等の特別償却)関係 第44条の10 (特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却)関係 第44条の10 (特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却)関係 第45条(特定地域における工業用機械等の特別償却)関係 第45条(特定地域における工業用機械等の特別償却)関係 第45条の2 (中小企業者等の機械の特別償却)関係 第45条の2 (中小企業者等の機械の特別償却)関係 第45条の2 (中小企業者等の機械の特別償却)関係 第46条(経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増 償却)関係 第46条(経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増 償却)関係 第1款 収入金額基準及び資産価額基準 第1款 収入金額基準及び資産価額基準	第44条の3《開発	研究用設備の特別償却》「	関係				
第44条の6 (特定電気通信設備等の特別償却)関係 第44条の7 (商業施設等の特別償却)関係 第44条の8 (製造過程管理高度化設備等の特別償却)関係 第44条の9 (再商品化設備等の特別償却)関係 第44条の9 (再商品化設備等の特別償却)関係 第44条の10 (特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却)関係 第45条 (特定地域における工業用機械等の特別償却)関係 第45条 (特定地域における工業用機械等の特別償却)関係 第45条の2 (中小企業者等の機械の特別償却)関係 第45条の2 (中小企業者等の機械の特別償却)関係 第46条 (経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増 償却)関係 第1款 収入金額基準及び資産価額基準	第44条の4 <u>《事業</u>	革新設備の特別償却》 関	系	第44条の	4 《事業革新設化	備等の特別償却》 <u>関係</u>	•
第44条の7 (商業施設等の特別償却)関係 第44条の8 (製造過程管理高度化設備等の特別償却)関係 第44条の9 (再商品化設備等の特別償却)関係 第44条の9 (再商品化設備等の特別償却)関係 第44条の10 (特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却)関係 第44条の10 (特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却)関係 第45条(特定地域における工業用機械等の特別償却)関係 第45条の2 (中小企業者等の機械の特別償却)関係 第45条の2 (医療用機器等の特別償却)関係 第45条の2 (医療用機器等の特別償却)関係 第46条(経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増 償却)関係 第1款 収入金額基準及び資産価額基準 第1款 収入金額基準及び資産価額基準	第44条の5 《特定:	余暇利用施設の特別償却	関係	第44条の	5 《特定余暇利》	用施設の特別償却》関	係
第44条の8 《製造過程管理高度化設備等の特別償却》関係 第44条の9 《再商品化設備等の特別償却》関係 第44条の10 《特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却》関係 第45条 《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係 第45条 の2 《中小企業者等の機械の特別償却》関係 第45条の2 《医療用機器等の特別償却》関係 第46条 《経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増 償却》関係 第1款 収入金額基準及び資産価額基準 第1款 収入金額基準及び資産価額基準	第44条の6 《特定	電気通信設備等の特別償	却 》関係	第44条の	6 《特定電気通信	信設備等の特別償却》	関係
第44条の9 《再商品化設備等の特別償却》関係 第44条の10 《特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却》関係 第45条 《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係 第45条の2 《中小企業者等の機械の特別償却》関係 第45条の2 《医療用機器等の特別償却》関係 第46条 《経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増 償却》関係 第1款 収入金額基準及び資産価額基準	第44条の7 《商業》	施設等の特別償却》関係		第44条の	7 《商業施設等の	の特別償却》関係	
第44条の10 《特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却》関係 第45条 《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係 第45条の2 《中小企業者等の機械の特別償却》関係 第45条の2 《中小企業者等の機械の特別償却》関係 第45条の3 《医療用機器等の特別償却》関係 第46条 《経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増 償却》関係 第1款 収入金額基準及び資産価額基準 第1款 収入金額基準及び資産価額基準	第44条の8 (製造)	過程管理高度化設備等の	持別償却 》関係				
第45条《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係 第45条の2 《中小企業者等の機械の特別償却》関係 第45条の2 《中小企業者等の機械の特別償却》関係 第45条の3 《医療用機器等の特別償却》関係 第46条《経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増 償却》関係 第1款 収入金額基準及び資産価額基準 第1款 収入金額基準及び資産価額基準	第44条の9《再商	品化設備等の特別償却》「	関係	第44条の	9 《再商品化設值	備等の特別償却》関係	•
第45条の2 《中小企業者等の機械の特別償却》関係 第45条の2 《医療用機器等の特別償却》関係 第46条《経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増 償却》関係 第1款 収入金額基準及び資産価額基準 第1款 収入金額基準及び資産価額基準	第44条の10 《特定	集積地区における輸入関 済	車事業用資産の特別償却》関係	第44条の	10《特定集積地[区における輸入関連事	業用資産の特別償却》関係
第45条の2(医療用機器等の特別償却)関係第45条の3(医療用機器等の特別償却)関係第46条第46条第46条経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却)関係償却)関係第1款収入金額基準及び資産価額基準第1款収入金額基準及び資産価額基準	第45条《特定地域	こおける工業用機械等の	持別償却 》関係	第45条《	特定地域における	る工業用機械等の特別]償却》関係
第46条《経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増 償却》関係 第1款 収入金額基準及び資産価額基準 第1款 収入金額基準及び資産価額基準				第45条の	2 《中小企業者等	等の機械の特別償却》	関係
(賞却) 関係 第1款 収入金額基準及び資産価額基準 第1款 収入金額基準及び資産価額基準	第45条の2 (医療)	用機器等の特別償却》関係	系	第45条の	3_《医療用機器等	等の特別償却》関係	
第1款 収入金額基準及び資産価額基準 第1款 収入金額基準及び資産価額基準	第46条《経営基盤	強化計画を実施する特定	組合等の構成員等の機械等の割増	第46条《	経営基盤強化計画	画を実施する特定組合	等の構成員等の機械等の割増
	償却》関係			償	却》関係		
第2款 対象となる資産の範囲等 第2款 対象となる資産の範囲等	第1款 収入金額	額基準及び資産価額基準		第1款	収入金額基準	及び資産価額基準	
	第2款 対象と	なる資産の範囲等		第2款	対象となる資産	産の範囲等	

第46条の2 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》関係

第46条の3 《農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却》関係

第46条の4 《漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却》関係

第47条 (優良賃貸住宅等の割増償却等) 関係

第47条の2 (特定再開発建築物等の割増償却) 関係

第48条 (倉庫用建物等の割増償却) 関係

第50条 (植林費の損金質入の特例) 関係

第52条 (鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却) 関係

第52条の3 (準備金方式による特別償却) 関係

第2章 準備金等

第55条~第57条の8 (共通事項) 関係

第55条《海外投資等損失準備金》関係

第55条の5 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係

第55条の6 《特定災害防止準備金》関係

第56条《特定都市鉄道整備準備金》関係

第56条の2 《新幹線鉄道大規模改修準備金》関係

第56条の3 (ガス熱量変更準備金) 関係

第57条《電子計算機買戻損失準備金》関係

第57条の2 (日本国際博覧会出展準備金) 関係

第57条の3 (使用済核燃料再処理準備金) 関係

第57条の4 (原子力発電施設解体準備金) 関係

第57条の5 (保険会社等の異常危険準備金) 関係

第57条の6 《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》関係

第57条の7《関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金》関係 第57条の7《関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金》関係

第46条の2 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》関係

第46条の3 (農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却) 関係

第46条の4 《漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却》関係

第47条 (優良賃貸住宅等の割増償却) 関係

第47条の2 (特定再開発建築物等の割増償却) 関係

第48条 (倉庫用建物等の割増償却) 関係

第49条《鉱業用坑道等の特別償却》関係

第50条 (植林費の損金算入の特例) 関係

第52条 (鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却) 関係

第52条の3 (準備金方式による特別償却) 関係

第2章 準備金等

第55条~第57条の8 (共通事項) 関係

第55条《海外投資等損失準備金》関係

第55条の5 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係

第55条の6 《特定災害防止準備金》関係

第56条《特定都市鉄道整備準備金》関係

第56条の2 《新幹線鉄道大規模改修準備金》関係

第56条の3 《ガス熱量変更準備金》関係

第56条の4 (電子計算機買戻損失準備金) 関係

第57条 (プログラム等準備金) 関係

第57条の2 (日本国際博覧会出展準備金) 関係

第57条の3 (使用済核燃料再処理準備金) 関係

第57条の4 (原子力発電施設解体準備金) 関係

第57条の5 《保険会社等の異常危険準備金》関係

第57条の6 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係

١
Š

改 正	後	改	正	前
第57条の8 《特別修繕準備金》関係		第57条の8《特別修繕準係	備金 》関係	
第57条の9 (中小企業等の貸倒引当金の特例) 関係		第57条の9 《中小企業等の	の貸倒引当金の特例》「	関係
第3章 削 除		第3章 技術等海外取引に(係る課税の特例	
		第58条《技術等海外取引	に係る所得の特別控除》	<u>) 関係</u>
第4章 鉱業所得の課税の特例		第4章 鉱業所得の課税の	持例	
第58条 《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係		第58条の2 《探鉱準備金》	又は海外探鉱準備金》『	関係
第5章 沖縄の認定法人の課税の特例		第5章 沖縄の認定法人の記	課税の特例	
第60条 《沖縄の認定法人の所得の特別控除》関係		第59条 《沖縄の認定法人の	の所得の特別控除》関係	*
第6章 協同組合の課税の特例		第6章 協同組合の課税の	持例	
第61条 《漁業協同組合等の留保所得の特別控除》 関係		第61条 <u>《農業協同組合等</u> (の留保所得の特別控除》	<u>)</u> 関係
第7章 農業生産法人の課税の特例		第7章 農業生産法人の課	脱の特例	
第61条の2 《農用地利用集積準備金》関係		第61条の2《農用地利用領	集積準備金》関係	
第61条の3 《農用地等を取得した場合の課税の特例》	関係	第61条の3《農用地等を	取得した場合の課税の物	持例)関係
第8章 交際費等の課税の特例		第8章 交際費等の課税の	持例	
第61条の4 《交際費等の損金不算人》関係		第61条の4 《交際費等の技	員金不算入 》関係	
第1款 交際費等の範囲		第1款 交際費等の範囲	用	
第2款 損金不算入額の計算		第2款 損金不算入額(の計算	
第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率		第9章 土地の譲渡等がある	る場合の特別税率	

第62条の3 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

第63条 (短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例

第64条~第65条の14《共通事項》関係

第64条~第65条の2 《収用等の場合の課税の特例》関係

第1款 収用等の範囲

第2款 補償金の範囲等

第3款 圧縮記帳等の計算

第4款 収用証明書等

第65条の2 《収用換地等の場合の所得の特別控除》関係

第65条の3 (特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得 の特別控除)関係

第65条の4 《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の 特別控除》関係 第62条の3 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

第63条 (短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例

第64条~第65条の14《共通事項》関係

第64条~第65条の2 《収用等の場合の課税の特例》関係

第1款 収用等の範囲

第2款 補償金の範囲等

第3款 圧縮記帳等の計算

第4款 収用証明書等

第65条の2 《収用換地等の場合の所得の特別控除》関係

第65条の3 (特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係

第65条の4 (特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の 特別控除) 関係

用

矽 īF 後 孕 īF 第65条の5 《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別 第65条の5 《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別 控除)関係 控除》関係 第65条の7~第65条の9 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係 第65条の7~第65条の9 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係 第1款 対象資産の範囲等 第1款 対象資産の範囲等 第2款 事業の用に供したことの意義等 第2款 事業の用に供したことの意義等 第3款 圧縮限度額の計算等 第3款 圧縮限度額の計算等 第4款 特別勘定 第4款 特別勘定 第5款 その他 第5款 その他 第65条の11及び第65条の12《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある 第65条の11及び第65条の12《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある 十地等の造成のための交換等の場合等の課税の特 土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特 例)関係 例)関係 第65条の13及び第65条の14《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内に 第65条の13及び第65条の14《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内に ある土地等の交換等の場合等の課税の特例》関係 ある十地等の交換等の場合等の課税の特例》関係 第11章 現物出資の場合の課税の特例 第11章 現物出資の場合の課税の特例 第66条《共同で現物出資をした場合の課税の特例》関係 第66条《共同で現物出資をした場合の課税の特例》関係 第12章 国外関連者との取引に係る課税の特例 第12章 国外関連者との取引に係る課税の特例 第66条の4 (国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係 第66条の4 (国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係 第1款 特殊の関係 第1款 特殊の関係 第2款 比較対象取引 第2款 比較対象取引 第3款 独立企業間価格の算定 第3款 独立企業間価格の算定 第4款 利益分割法の適用 第4款 利益分割法の適用 第5款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適 第5款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適

用

第6款 申告調整等

第7款 国外移転所得金額の取扱い等

第13章 国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例

第66条の5 (国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例) 関係

第14章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例

第66条の6~第66条の9《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の 特例》関係

第15章 その他の特例

第66条の10 (鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例) 関係

第66条の11 (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例) 関係

第66条の12及び第66条の13《欠損金の繰越期間の特例》関係

第66条の14《欠損金の繰戻しによる還付の不適用》関係

第67条 《社会保険診療報酬の所得計算の特例》関係

第67条の4 《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係

第67条の6 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算人等の特例) 関係

第67条の8 (中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)

関係

第67条の9及び第67条の10 《株式交換又は株式移転に係る課税の特例》関係 第68条 《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係

第68条の2 《中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用》関係

第68条の5 (適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例) 関係 第6款 申告調整等

第7款 国外移転所得金額の取扱い等

第13章 国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例

第66条の5 (国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例) 関係

第14章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例

第66条の6~第66条の9《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の 特例》関係

第15章 その他の特例

第66条の10 (鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例) 関係

第66条の11 (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例) 関係

第66条の12及び第66条の13《欠損金の繰越期間の特例》関係

第66条の14《欠損金の繰戻しによる還付の不適用》関係

第67条《社会保険診療報酬の所得計算の特例》関係

第67条の4 《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係

第67条の6 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入 等の特例) 関係

第67条の9及び第67条の10《株式交換又は株式移転に係る課税の特例》関係 第68条《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係

第68条の2<u>《中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用等》</u>関係 第68条の5 《適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例》

関係

70

二 第42条の4 《試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除》関係

	改	正	後		改	正	前
(試験で	研究 費 に含まれる人	件費)		(試験研究費に	(含まれる人件費)		
_		の 4 第12項第 2 号		_	置法第42条の4第	3陌笙2号	
1207 4	1 <u>11 <u>1</u> 1 </u>	<u>// - // </u>		1207 T 1 JE		<u> </u>	
/ ≒- 8-F- △ -7	「売業の祭田がたて	ナセキ担人の四杯リン			※四がたてさ むま	担人の関係して	、
		された場合の取扱い))範囲が改正された		
42の 4	4	措置法第42条の 4 第	12項第3号	42の4 4	<u>措置</u>	法第42条の 4 🤅	第3項第3号
(他の都	皆から支払を受ける	金額の範囲)		(他の者から支	私を受ける金額の	範囲)	
42の 4	5			42の4 5			
(1)				(1)			
(2) 3 !	由立行政法人科学技行	術振興機構	同機構	(2) 科学技術	振興事業団	同事	業団
(3)				(3)			
(注) 1				(注) 1			
2				2			
_				2	••••	•	
/ * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		+ date >			ない かきない		
_	研究費の額の統一的語	-)額の統一的計算)		
42の 4	6			42の4 6			
<u>注</u> <u>持</u>	昔置法令第27条の49	第1項(同条第5項に	おいて準用する場合を含む。)				
<u>に</u> 表	見定する「特別償却	実施額」は、措置法第4	42条の4第4項又は第8項の				
規定	Eの適用があるかど [.]	うかの判定においてこ	れらの項に規定する「試験研				
<u>究</u>	貴の額」から控除する	るのであるが、例えば	、同条第2項の規定の適用を				
 受l	ける試験研究費の額だ	から控除する必要はな	いことに留意する。				
(中小1	È業者であるかどう;	かの判定の時期)		(中小企業者で	あるかどうかの判	定の時期)	
42の 4	7	措置法第42条の4第	7項	42の4 7	措置	法第42条の49	第2項

注 措置法第42条の4第8項の規定の適用を受ける法人であるかどうかの判定は、同項に規定する繰越中小企業者等税額控除限度超過額の生じた事業年度終了の時において中小企業者に該当するかどうかによるのであるから、同項の規定の適用を受ける事業年度終了の時においても中小企業者に該当する必要はないことに留意する。

(従業員数基準の適用)

42の4 8 措置法令第27条の4第4項.....

(常時使用する従業員の範囲)

42の4 9 措置法令第27条の4第4項.....

(出資を有しない公益法人等の従業員の範囲)

42の4 10措置法令第27条の4第4項.....

(繰越税額控除限度超過額を有する場合等の重複適用)

42の4 10の2 措置法第42条の4第7項の規定の適用に当たって、例えば、 その適用を受けようとする法人が同条第4項に規定する繰越税額控除限度超 過額を有する法人であっても、同一の事業年度において同項を重複して適用 することはできず、いずれかの規定を適用することに留意する。

同条第8項の規定の適用に当たっての同条第2項の規定の適用についても、 同様とする。

(申告に係るその控除を受けるべき金額)

42の4 11 措置法第42条の4第14項及び第15項.....

(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)

(従業員数基準の適用)

42の4 8 措置法令第27条の4第1項.....

(常時使用する従業員の範囲)

42の4 9 措置法令第27条の4第1項.....

(出資を有しない公益法人等の従業員の範囲)

42の4 10措置法令第27条の4第1項.....

(新 設)

(申告に係るその控除を受けるべき金額)

42の4 11 措置法第42条の4第5項......

(移転試験研究費の額の区分に係る合理的な方法)

•	٠,		ı
1	١	Ĺ	j

改 正 後	改 正 前
42の4 12	42の4 12 措置法令第27条の4第9項 注 注
(移転試験研究費の額 <u>等</u> の区分に係る合理的な方法に関する書類の提出)	(移転試験研究費の額の区分に係る合理的な方法に関する書類の提出)
42 <i>0</i> 4 13	42の 4 13
推置法令第27条の4第23項	<u>措置法令第27条の4第9項</u>
措置法令第27条の4第17項に規定する売上金額についても、同様とする。	

三 第42条の5~第48条《共通事項》関係

(同法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の12第1項、第68条の

14第1項、第68条の15第1項、第68条の16から第68条の20まで、第68条の20

の2第1項、第68条の21から第68条の27まで及び第68条の29から第68条の36

改 īF 後 改 正 前 (特定設備等の特別償却の計算) (特定設備等の特別償却の計算) 42の5~48(共) 1 措置法第42条の5第1項、第42条の7第1項、第42条の 42の5~48(共) 1 措置法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第42条の 7 第 1 項、第42条の10第 1 項、第42条の11第 1 項から第 3 項まで、第43条か 8 第 1 項、第42条の10第 1 項、第42条の11第 1 項、第43条から第44条の 2 ま ら第45条の2まで及び第46条の2から第48条まで...... で、第44条の4から第44条の7まで、第44条の9から第45条の3まで及び第 46条の2から第48条まで...... (特別償却等の適用を受けたものの意義) (特別償却等の適用を受けたものの意義) 42の5~48(共) 2措置法第42条の5第1項、第42条の6第 42の5~48(共) 2措置法第42条の5第1項、第42条の7第 1項、第42条の7第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項、第43条か 1項、第42条の8第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項、第43条か ら第44条の2まで、第44条の3第1項及び第44条の4から第48条までの規定 ら第44条の2まで、第44条の4から第44条の7まで及び第44条の9から第48

で.....

条までの規定(同法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の12第1

項、第68条の14第1項、第68条の15第1項及び第68条の16から第68条の36ま

まで	
(常時使用する従業員の範囲)	(常時使用する従業員の範囲)
42の5~48(共) 3 中小企業経営革新支援法第2条第1項第1号から第3号	42の5~48(共) 3 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の
まで	創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第2条第1項第1号から第
	3号まで、中小企業経営革新支援法第2条第1項第1号から第3号まで
(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)	(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)
42の5~48(共) 4 措置法第42条の5 <u>から</u> 第42条の7 <u>まで、第42条の10、第</u>	42の5~48(共) 4 措置法第42条の5 <u>、</u> 第42条の7 <u>から第44条の2まで、第</u>
<u>42条の11(第3項の規定を除く。)第43条から第45条の2まで</u> の規定及び第	44条の4から第44条の7まで、第44条の9から第45条の3までの規定及び第
47条から第48条まで	47条から第48まで
注 1措置法第42条の 6 第 1 項	注 1推置法第42条の11第 1 項
(1)	(1)
(2)	(2)
2	2
(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)	(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)
42の5~48(共) 5措置法第42条の5第4項、第42条の6第	42の5~48(共) 5措置法第42条の5第4項、第42条の7第
5項、第42条の7第5項、第42条の9第3項、第42条の10第5項又は <u>第42条</u>	5項、第42条の8第5項、第42条の9第3項、第42条の10第5項又は <u>第42条</u>
<u>の11第10項</u>	<u>の11第5項</u>
	<u>I</u>

四 第42条の6 (中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改	正	後	改	正	前
第42条の6 《中小企業	者等が機械等を取得し	た場合等の特別償却	(新 設)		
又は法人税	額の特別控除》関係				

改 īF 後 改 īF 前 (事業年度の中途において中小企業者に該当しなくなった場合等の適用) (新 設) 42の6 1 法人が各事業年度の中途において措置法第42条の6第1項に規定 する中小企業者に該当しないこととなった場合においても、その該当しない こととなった日前に取得若しくは製作(以下「取得等」という。)をして同 項に規定する事業(以下42の6 17までにおいて「指定事業」という。)の 用に供した同項に規定する特定機械装置等又は賃借をして指定事業の用に供 した措置法令第27条の6第8項に規定する特定機械等(指定事業の用に供し た日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供しているも のに限る。)については、措置法第42条の6第1項及び第3項の規定の適用 があることに留意する。この場合において、措置法規則第20条の2の2第3 項に規定する特定機械装置等に係る取得価額の合計額又は同条第5項に規定 する特定機械等に係るリース費用の総額の合計額がこれらの項に規定する金 額以上であるかどうかは、その中小企業者に該当していた期間内に取得等又 は賃借をして指定事業の用に供していたもの(賃借に係る特定機械等につい ては、指定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該指 定事業の用に供しているものに限る。)の取得価額の合計額又はリース費用 の総額の合計額によって判定するものとする。 注 法人が各事業年度の中途において特定中小企業者等(措置法第42条の6 第2項に規定する「特定中小企業者等」をいう。以下42の6 8において 同じ。) に該当しないこととなった場合の同項の適用についても同様とする。 (取得価額の判定単位) (新 設)

42の6 2 措置法令第27条の6第2項に規定する機械及び装置又は器具及び 備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は100万円以上であるかどう かについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、 個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のよう な附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これら の附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

注 措置法規則第20条の2の2第1項各号に規定する器具及び備品の取得価額の合計額が100万円以上であるかどうかについては、当該各号ごとに、当該各号に規定する器具及び備品の取得価額の合計額により判定することに留意する。

(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)

42の6 3 措置法令第27条の6第2項に規定する機械及び装置又は器具及び 備品の取得価額が160万円以上又は100万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置又は器具及び備品が法第42条から第49条まで の規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の 金額に基づいてその判定を行うものとする。

(主たる事業でない場合の適用)

4206 4 法人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、当該法人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。

(事業の判定)

- 42の6 5 法人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。
- 注 措置法規則第20条の2の2第4項第10号に掲げる「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類H情報通信業」(通信業を除く。)「小分類693駐車場業」、「中分類72宿泊業」、「大分類N医療、福祉」、「大分類O教育、学習支援業」、「中分類79協同組合(他に分類されないもの)」及び「大分類Qサービス業(他に分類されないもの)」(旅行業を除く。)に

(新 設)

(新 設)

(新 設)

	 TF	後	改	ΤΕ	前
LX	ш	[交	LX	ш	——————————————————————————————————————
分類する事業が該当する。	_				
<u>(その他これらに類する事業に</u>	_		(新設)		
42の6 6 措置法規則第20条					
<u>キャバレー、ナイトクラブに</u>					
ルのように一般大衆が日常利	用する飲食店は含ま	<u>:ないものとする。</u>			
(指定事業とその他の事業とに	:共通して使用される	特定機械装置等又は特定機	(新設)		
<u>械等)</u>					
		が、その取得等又は賃借を			
した特定機械装置等(措置法					
<u>をいう。以下42の6 9まて</u>					
27条の6第7項に規定する「					
の事業に共通して使用してい					
<u>ものとして措置法第42条の 6</u>	の規定を適用する。	_			
- (%)		_	1.5		
(貸付けの用に供したものに診			(新設)		
42の6 8 措置法第42条の6					
その取得等又は賃借をした特					
に貸与した場合において、当					
人のためにする製品の加工等					
械装置等又は特定機械等は当	á該法人の営む事業の	用に供したものとして取り			
<u>扱う。</u>					
注 特定中小企業者等が、そ	の取得等をした特定	2機械装置等を自己の下請業			
者に貸与した場合について	も同様とする。				

(附属機器等の同時設置の意義)

(新 設)

42の6 9 措置法規則第20条の2の2第1項各号において本体と同時に設置することを条件として特定機械装置等に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

(新 設)

42の6 10 法人が措置法第42条の6第1項(同法第68条の11第1項を含む。) に規定する特定機械装置等を指定事業の用に供した日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下42の6 10において「供用年度」という。)後の事業年度において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度にさかのぼって当該値引きのあった特定機械装置等に係る措置法第42条の6第2項(同法第68条の11第2項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(物品賃貸業の意義)

(新 設)

- 42の6 11 措置法第42条の6第3項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は 多数の者に対し相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。
- 注 同項に規定する物品賃貸業は、法人又は個人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。

(特殊の減価償却資産の耐用年数)

(新 設)

42の6 12 リース契約(措置法令第27条の6第7項第1号に規定するリース 契約をいう。以下42の6 14までにおいて同じ。)に係る特定機械等が、耐 用年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに該 当するもの又は令第57条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたもので

∼ I
-7
∞

改	正	後	改	正	前
ある場合には、これらの別	別表に掲げる耐用年数又	はその承認に係る年数を基			
礎として当該特定機械等の	のリース契約が同号の要	[件に該当するかどうかを判			
定することに留意する。					
(リース費用の均等支払の	<u>判定)</u>		(新 設)		
42の6 13 特定機械等に係	系るリース契約の締結に	当たってその契約の履行を			
担保するための保証金等を	を支払うこととされてい	る場合において、その金額			
がリース契約の締結に当た	たって通常授受される程	度のものであるときは、当			
該保証金等がリース契約期	期間終了直前の一定期間	のリース料等に充当するこ			
ととされているときであっ	っても、当該リース契約	が措置法令第27条の6第7			
項第3号の要件に該当する	るかどうかは、その保証	金等の支払がないものとし			
て判定したところによるこ	ことができるものとする	<u>'o</u>			
(リース費用に含まれない)	費用)		(新 設)		
4200 6 14 措置法令第27名	条の6第8項に規定する	「政令で定める費用の総額」			
には、その賃借する特定権	幾械等に係るソフトウエ	アの費用(当該特定機械等			
に組み込まれているいわり	ゆる基本ソフトウエアに	係るものを除く。) リース			
契約に基づく賃借料とは原	別に支払う当該特定機械	等の引取運賃等は含まれな			
いことに留意する。					
(税額控除の適用を受けた)	去人の意義)		(新 設)		
42の6 15 措置法第42条の	か6第6項に規定する「	第3項の規定()の適			
用を受けた法人」には、	当該事業年度(その事業	年度が連結事業年度に該当			
する場合には、当該連結	事業年度)においては同	条第3項の規定(同法第68			
条の11第3項の規定を含む	む。) による税額控除を	実施していないが、当該税			

(分社型分割等により移転した特定機械等のリース税額控除)

42の6 16 措置法第42条の6第3項の規定は、賃借をした特定機械等を指定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供した場合に限り適用があるのであるから、分割法人等(分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。)が指定事業の用に供した日を含む事業年度において分社型分割等(分社型分割、現物出資又は事後設立をいう。)により当該特定機械等を移転した場合には、同項の規定の適用はないのであるから留意する。

(合併法人等における取戻し課税の不適用)

79

42の6 17 合併法人等(合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下同じ。)が合併等(合併、分割、現物出資又は事後設立をいう。以下同じ。)により措置法第42条の6第3項の規定(同法第68条の11第3項の規定を含む。)の適用を受けた特定機械等の移転を受けた場合において、当該合併法人等が当該特定機械等を指定事業の用に供しなくなったときは、当該合併等に係る被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。)において措置法第42条の6第6項の規定(同法第68条の11第6項の規定を含む。)による取戻し課税の適用がないときであっても、当該合併法人等については措置法第42条の6第6項の規定の適用はないのであるから留意する。

注 例えば、非適格現物出資又は非適格事後設立により当該特定機械等を移転したことにより指定事業の用に供しなくなった場合であっても、措置法令第27条の6第10項第1号又は第5号に掲げる事実が生じたことによると

(新 設)

(新 設)

	改	正	後		改	正	前	
<u> </u>	きは、取戻し課税の適用	がないことに留意する	<u>3.</u>					
(申告	告に係るその控除を受け	るべき金額)		(新 設)				
42の6 18 措置法第42条の6第9項及び第10項に規定する「当該申告に係る								
その	D控除を受けるべき金額	」の意義については、	42の4 11の取扱いを準用					
<u>する</u>	3							

五 第42条の7 (事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改	正	後			改	正	前	
(事業年度の中途にお	いて特定中小企業者等に該	送当しなくなった場合の	適用)	(事業年度の中	途において	特定中小企業者等に該	当しなくなった場合	合の適用)
42の7 1	42の7 1							
措置		…措置法令第	第27条の7第1項又は	第12項				
(注)				(注)				
(事業年度の中途にお	いて大規模法人に該当しな	いくなった場合の適用)		(事業年度の中	途において	大規模法人に該当しな	くなった場合の適ん	用)
42の7 4	措置法第42条の7第	<u> 1 項第 3 号</u>	<u>同</u>	42の7 4		措置法第42条の7第	<u>1項</u>	同項第3
<u>号</u>				号又は第4号				
(注)	.同項第3号	.同条第1項第3号		(注)	同項	第3号 <u>又は第4号</u>	同条第	1 項第 3 号
取得価額の35%	6相当額又はリース費用の総	終額の60%相当額の <u>35%</u>	相当額	又は第4号		取得価額の <u>50%相</u>	当額(同条第1項	第4号に係
推	昔置法令第27条の7第1項又	、は <u>第14項</u>		<u>るものにつ</u>	いては35%	<u> 1当額)</u> 又はリース費	用の総額の60%相	当額の <u>50%</u>
				(同条第1項	勇第4号に係	るものについては35	%)相当額	措
				置法令第27	条の7第1፤	頁又は <u>第12項</u>		
(主たる事業でない場	合の適用)			(主たる事業で	ない場合のi	適用)		

42の7 5 描置法第42条の7第1項第2号 <u>又は第3号</u>	42の7 5 措置法第42条の7第1項第2号 <u>から第4号まで</u>
(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備)	(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備)
42の 7 7	42の 7 7
注 同項第6号ロに規定する事業とその他の事業とを営む法人が事業基盤強	

(附属機器等の同時設置の意義)

ても、同様とする。

42の7 9 平成9年9月12日付大蔵省告示第221号の別表において............

化設備をそれぞれの事業に共通して使用している場合の同条の適用につい

(総収入金額)

.

42の7 10 法人の当該事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)に おける試験研究費割合(措置法令第27条の7第9項に定める割合をいう。以下42の7 10の2において同じ。)の計算の基礎となる同項に規定する総収入金額(以下42の7 10の2において「総収入金額」という。)とは、同項に規定する試験研究費の額に充てるため他の者(その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。)から支払を受ける金額及びこの通達において特別の定めのあるものを除き、当該事業年度において益金の額に算入されるべき収入金額(固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るものを除く。)の合計額をいうものとする。

(内部取引による益金の額の総収入金額からの除外)

42の7 10の2 試験研究費割合を計算する場合において、準備金勘定又は引

(附属機器等の同時設置の意義)

42の7 9 平成9年9月12日付大蔵省告示第221号の別表<u>一及び二</u>において

(新 設)

(新 設)

改 正 後 改 正 前

当金勘定の取崩しによる益金算入額、措置法第65条の7第4項又は第12項の 規定による買換資産を事業の用に供しない場合等の益金算入額、法第48条等 の規定による特別勘定の益金算入額及び令第188条第2項の規定による事業 継続要件を満たさない場合等の益金算入額並びに資産の評価換えによる益金 等の内部取引に関する益金の額は、総収入金額に算入しないものとする。

(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額)

- **42の7 10の3** 措置法令第27条の7第9項に規定する固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額には、次のものが含まれるものとする。
 - (1) 法第50条第1項に規定する取得資産の価額(当該取得資産とともに取得した令第92条第2項第1号に規定する交換差金等の金額を含む。)
 - (2) 措置法第64条第1項若しくは第65条第1項に規定する補償金若しくは清算金(収用等の対価に該当するものに限る。)の金額又は代替資産若しくは交換取得資産の価額
 - (3) 措置法第65条の9の規定により、交換の日におけるその資産の価額に相当する金額をもって譲渡したものとみなされる同条第1項に規定する交換譲渡資産の価額
 - (4) 借地権の譲渡対価の額
 - (5) 令第138条第1項の規定に該当する場合における借地権の設定等に伴って収受する権利金等の金額
- (6) 措置法第66条第1項に規定する特定共同出資により取得した株式又は出 資のうち、現物出資をした固定資産及び有価証券に係るものの取得の時に おける価額の合計額
- 注1 法第47条第1項に規定する保険金等の金額は、固定資産の譲渡に係る 収入金額に含まれない。

(新 設)

- 1		١
٠,	۸	J

2 不動産売買業を営む法人の有する土地又は建物であっても、当該法人が使用し若しくは他に貸し付けているもの(販売の目的で所有しているもので一時的に使用し又は他に貸し付けているものを除く。)又は当該法人が使用することを予定して長期間にわたり所有していることが明らかなものは、固定資産に該当する。

(試験研究費の額の範囲)

42の7 10の4 措置法令第27条の7第9項に規定する試験研究費の額には、 その試験研究費に充てるため他の者(その法人との間に連結完全支配関係が ある他の連結法人を含む。)から支払を受ける金額は含まれないことに留意 する。

注 試験研究費の額の計算に当たっては、42の4 4の取扱いは適用しない。

(事業基盤強化設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

42の7	11	同法第68条の12第1項42の7	1
		同法第68条の12第2項	

(廃 止)

(特殊の減価償却資産の耐用年数)

42の7 13 リース契約(措置法令第27条の7第13項第1号......

(リース費用の均等支払の判定)

(リース費用に含まれない費用)

(新 設)

(事業基盤強化設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

42の7 11 削除

(特殊の減価償却資産の耐用年数)

42の7 13 リース契約 (措置法令第27条の7第11項第1号......

(リース費用の均等支払の判定)

420 7 14

......措置法令第27条の7第11項第3号......措置法令第27条の7第11項第3号.....

(リース費用に含まれない費用)

v

改	正	後		改	正	前
42の7 15 措置法令第27名	条の 7 第14項		42の7 15	措置法令第2	7条の 7 第12項	
/ 郑苑惊险办海田专巫叶长	+ の辛業)		/ 科茹惊险	の海田を采けれ	- 汁 の辛華)	
(税額控除の適用を受けた法	大人の息我)		(祝賀经际	の週用を支げる	と法人の意義)	
42の7 16	<u>第3項の規定()</u>		42の7 16		<u>これらの規定</u>	<u>同法第68条の11第 3</u>
の12第3項			<u>項</u>			
(中小企業者等が賃借をした	- 特定機械等のリース税	額控除等の取扱いの準用)	(分社型分	割等により移転	伝した事業基盤強化設備	のリース税額控除)
42の7 16の2 42の6 1	6及び42の6 17の取扱	いは、措置法第42条の7第	<u>42の7 16</u>	の 2 措置法第	第42条の7第3項の規定	は、賃借をした事業基盤強化
3項の規定の適用について	で準用する。		設備を特	定事業の用に信	共した日を含む事業年度	終了の日まで引き続き当該特
			定事業の	用に供した場合	合に限り適用があるので	あるから、分割法人等(分割
			法人、現	物出資法人又日	は事後設立法人をいう。) が特定事業の用に供した日
			を含む事	業年度において	て分社型分割等(分社型	分割、現物出資又は事後設立
			をいう。)	により当該事	業基盤強化設備を移転	した場合には、同項の規定の
			適用はな	いのであるから	ら留意する。	
		(廃 止)	(合併法人	等における取り	旲し課税の不適用)	
			<u>42の7 16</u>	の3 合併法/	人等(合併法人、分割承	継法人、被現物出資法人又は
			被事後設	立法人をいう。	, 以下同じ。) が合併等	(合併、分割、現物出資又は
			事後設立	をいう。以下「	司じ。) により措置法第	42条の7第3項の規定(同法
			第68条の	11第3項の規定	定を含む。) の適用を受	ナた事業基盤強化設備の移転
			を受けた	場合において、	当該合併法人等が当該	事業基盤強化設備を特定事業
			の用に供	しなくなったと	ときは、当該合併等に係	る被合併法人等(被合併法人、
			分割法人	、現物出資法。	人又は事後設立法人をし	1う。) において措置法第42条
			の7第6	項の規定 (同)	去第68条の11第 6 項の規	定を含む。) による取戻し課
			税の適用	がないときです	あっても、当該合併法人	等については措置法第42条の

7第6項の規定の適用はないのであるから留意する。

注 例えば、非適格現物出資又は非適格事後設立により当該事業基盤強化設備を移転したことにより特定事業の用に供しなくなった場合であっても、 措置法令第27条の7第14項第1号又は第5号に掲げる事実が生じたことによるときは、取戻し課税の適用がないことに留意する。

六 第42条の8 (事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改	正	後		改 正 前
			(廃 止)	第42条の8 《事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人 税額の特別控除》関係
			(廃止)	(事業年度の中途において特別中小企業者等に該当しなくなった場合の適用) 42の8 1 法人が各事業年度の中途において措置法第42条の8第1項に規定する特別中小企業者等(以下「特別中小企業者等」という。)に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得若しくは製作(以下「取得等」という。)をして事業の用に供した同項に規定する特定事業化設備等又は賃借をして事業の用に供した措置法令第27条の8第8項に規定する事業化設備等(事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供しているものに限る。)については、措置法第42条の8第1項から第3項までの規定の適用があることに留意する。
			(廃止)	(取得価額の判定単位) 42の8 2 措置法令第27条の8第2項に規定する機械及び装置の1台又は1 基の取得価額が280万円以上であるかどうかについては、個々の機械及び装 置ごとに判定することに留意する。

	٠	^
	~	

改	正	後	改正前
		(廃 止)	(圧縮記帳をした事業化設備等の取得価額) 42の8 3 措置法令第27条の8第2項に規定する機械及び装置の取得価額が280万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。
		(廃 止)	(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業化設備等) 42の8 4 措置法第42条の8第1項第2号に規定する事業(以下42の8 4 において「特定事業」という。)とその他の事業とを営む法人が、その取得等をした事業化設備等(措置法第42条の8第1項に規定する事業化設備等をいう。以下同じ。)をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、そ
		(廃 止)	の全部を特定事業の用に供したものとして同条の規定を適用する。 (貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与) 42の8 5 特別中小企業者等である法人が、その取得等又は賃借をした事業 化設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該事業化設備等が専 ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当
		(廃 止)	該事業化設備等は当該法人の営む事業の用に供したものとして取り扱う。 物品賃貸業を営む法人は、貸付けの用に供した事業化設備等につき措置 法第42条の8第1項から第3項までの規定の適用を受けることができないことに留意する。 していることができない。 していることができないる。 していることができないる。 していることができない。 していることができないる。 していることができないる。 していることができないる。 していることができないる。 していることができないる。 していることができない。 していることができないないないないる。 しているではないるできないないるではないないないないるではないないないないないないないないないないないないないないないないないないない
		(% 4)	42の8 6 法人が、その有する措置法第42条の7第1項に規定する事業基盤 強化設備の全部又は一部につき同項の規定(同項に係る措置法第52条の3第

1項の規定を含む。)又は措置法第42条の7第2項から第4項までの規定の適用を受ける場合には、当該適用を受ける事業年度において有する事業化設備等のすべてについて措置法第42条の8第1項から第4項までの規定を適用することができないことに留意する。

(廃 止) **(総収入金額)**

42の8 7 法人の当該事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)に おける試験研究費割合(措置法令第27条の8第4項に定める割合をいう。以下42の8 8において同じ。)の計算の基礎となる同項に規定する総収入金額(以下42の8 8において「総収入金額」という。)とは、同項に規定する試験研究費の額に充てるため他の者(その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。)から支払を受ける金額及びこの通達において特別の定めのあるものを除き、当該事業年度において益金の額に算入されるべき収入金額(固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るものを除く。)の合計額をいうものとする。

(廃 止) (内部取引による益金の額の総収入金額からの除外)

42の8 8 試験研究費割合を計算する場合において、準備金勘定又は引当金勘定の取崩しによる益金算入額、措置法第65条の7第4項又は第12項の規定による買換資産を事業の用に供しない場合等の益金算入額、法第48条等の規定による特別勘定の益金算入額及び令第188条第2項の規定による事業継続要件を満たさない場合等の益金算入額並びに資産の評価換えによる益金等の内部取引に関する益金の額は、総収入金額に算入しないものとする。

(廃止) (固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額)

42の8 9 措置法令第27条の8第4項に規定する固定資産又は有価証券の譲

改	正	後	改	正	前	
			渡に係る収入金額には、次の	のものが含まれるも		
			(1) 法第50条第1項に規定する取得資産の価額(当該取得資産とともに取得			
				号に規定する交換差	金等の金額を含む。)	
			(2) 措置法第64条第 1 項若	 しくは第65条第1項	 に規定する補償金若しくは清	
			 算金(収用等の対価に該	当するものに限る。) の金額又は代替資産若しく	
			は交換取得資産の価額			
			(3) 措置法第65条の9の規	定により、交換の日	におけるその資産の価額に相	
			当する金額をもって譲渡したものとみなされる同条第1項に規定する交			
			譲渡資産の価額			
			(4) 借地権の譲渡対価の額			
			(5) 令第138条第1項の規定に該当する場合における借地権の設定等に伴っ			
			て収受する権利金等の金額			
			(6) 措置法第66条第1項に規定する特定共同出資により取得した株式(出資			
			を含む。) のうち、現物出	出資をした固定資産	及び有価証券に係るものの取	
			得の時における価額の合	計額		
			注1 法第47条第1項に規2	定する保険金等の金	額は、固定資産の譲渡に係る	
			収入金額に含まれない。	<u>) </u>		
			2 不動産売買業を営む	法人の有する土地又	は建物であっても、当該法人	
			が使用し若しくは他に	貸し付けているもの	(販売の目的で所有している	
			もので一時的に使用し	又は他に貸し付けて	こいるものを除く。) 又は当該	
			<u>法人が使用することを予定して長期間にわたり所有していることが明ら</u>			
			かなものは、固定資産	に該当する。		
		(廃 止)	(試験研究費の額の範囲)			
			42の8 10 措置法令第27条	の 8 第 4 項に規定す	る試験研究費の額には、その	

試験研究費に充てるため他の者(その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。)から支払を受ける金額は含まれないことに留意する。 注 試験研究費の額の計算に当たっては、42の4 4の取扱いは適用しない。

(廃 止) (事業化設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

42の8 11 法人が措置法第42条の8第1項(同法第68条の12第1項を含む。) に規定する特定事業化設備等を事業の用に供した日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下42の8 11において「供用年度」という。)後の事業年度において当該特定事業化設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度にさかのぼって当該値引きのあった特定事業化設備等に係る措置法第42条の8第2項(同法第68条の12第2項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(廃 止) (事業基盤強化設備のリース税額控除等の取扱いの準用)

42の81242の716の2及び42の716の3の取扱いは、措置法第42条の8第3項の規定の適用について準用する。

(廃止) (物品賃貸業の意義)

42の8 13 措置法第42条の8第3項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は 多数の者に対し相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。 注 同項に規定する物品賃貸業は、法人又は個人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。

(廃 止) **(特殊の減価償却資産の耐用年数)**

42の8 14 リース契約(措置法令第27条の8第7項第1号に規定するリース 契約をいう。以下42の8 16までにおいて同じ。)に係る事業化設備等が、

	7	

後 前 孕 īF 改 īF 耐用年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに 該当するもの又は令第57条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたもの である場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を 基礎として当該事業化設備等のリース契約が同号の要件に該当するかどうか を判定することに留意する。 (リース費用の均等支払の判定) (廃止) 42の8 15 事業化設備等に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行 を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金 額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、 当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当する こととされているときであっても、当該リース契約が措置法令第27条の8第 7項第3号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものと して判定したところによることができるものとする。 (廃止) (リース費用に含まれない費用) 42の8 16 措置法令第27条の8第8項に規定する「政令で定める費用の総額」 には、その賃借する事業化設備等に係るソフトウエアの費用(当該事業化設 備等に組み込まれているいわゆる基本ソフトウエアに係るものを除く。)、リ ース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該事業化設備等の引取運賃等は含 まれないことに留意する。 (廃止) (税額控除の適用を受けた法人の意義) **42の8 17** 措置法第42条の8第6項に規定する「これらの規定の適用を受け た法人」には、当該事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合

C	2	
	٤	

には、当該連結事業年度)においては同条第3項の規定(同法第68条の12第 3項の規定を含む。)による税額控除を実施していないが、当該税額控除に 関する明細書においてリース税額控除限度額の計算を行い、その金額を繰越 税額控除限度超過額として記載している法人が含まれることに留意する。

(廃 止)

(申告に係るその控除を受けるべき金額)

42の8 18 措置法第42条の8第9項及び第10項に規定する「当該申告に係る その控除を受けるべき金額」の意義については、42の4 11の取扱いを準用 する。

七 第42条の10 (沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

	改	正	後		改	正	前
(中小	企業者等が賃借をした	特定機械等のリース種	も額控除等の取扱いの準 属	<u>(</u>	(事業基盤強化設備	のリース税額控除等の	の取扱いの準用)
42の10	11 <u>42の6 16</u> 及び	<u>42の 6 17</u> の取扱い。	は、措置法第42条の10第3	項 42	12の10 11 42の 7	16の 2 及び <u>42の 7</u>	16の3の取扱いは、措置法第42条の
の規	定の適用について準用	する。			10第3項の規定の	適用について準用する	3.
(税額	控除の適用を受けた法	人の意義)		((税額控除の適用を	受けた法人の意義)	
42の10	12	第3項の規定()		42	l2の10 12	<u>これらの規</u> 況	<u>定</u>

八 第42条の11 (中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改	正	後	改	正	前
		(廃 止)	第42条の11《中小企業	者等が機械等を取得	した場合等の特別償却
			又は法人税	額の特別控除)関係	
		(廃 止)	(事業年度の中途において中	小企業者に該当しな	くなった場合の適用)

V	5
N	١

改 īF 後 改 īF 前 42の11 1 法人が各事業年度の中途において措置法第42条の11第1項に規定 する中小企業者に該当しないこととなった場合においても、その該当しない こととなった日前に取得若しくは製作(以下「取得等」という。)をして同 項に規定する事業(以下42の11 10までにおいて「指定事業」という。)の 用に供した同項に規定する特定機械装置等又は賃借をして指定事業の用に供 した措置法令第27条の11第8項に規定する特定機械等(特定事業の用に供し た日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供しているも のに限る。) については、措置法第42条の11第1項及び第3項の規定の適用 があることに留意する。この場合において、措置法規則第20条の5の2第3 項に規定する特定機械装置等に係る取得価額の合計額又は同条第5項に規定 する特定機械等に係るリース費用の総額の合計額がこれらの項に規定する金 額以上であるかどうかは、その中小企業者に該当していた期間内に取得等又 は賃借をして指定事業の用に供していたもの(賃借に係る特定機械等につい ては、指定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該指 定事業の用に供しているものに限る。)の取得価額の合計額又はリース費用 の総額の合計額によって判定するものとする。 注 法人が各事業年度の中途において特定中小企業者等(措置法第42条の11 第2項に規定する「特定中小企業者等」をいう。以下42の11 8において 同じ。) に該当しないこととなった場合の同項の適用についても同様とす る。 (取得価額の判定単位) (廃 止) 42の11 2 措置法令第27条の11第2項に規定する機械及び装置又は器具及び 備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は100万円以上であるかどう かについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、

個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のよう な附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これら の附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

注 措置法規則第20条の5の2第1項各号に規定する器具及び備品の取得価額の合計額が100万円以上であるかどうかについては、当該各号ごとに、 当該各号に規定する器具及び備品の取得価額の合計額により判定すること に留意する。

(廃 止) (圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)

42の11 3 措置法令第27条の11第2項に規定する機械及び装置又は器具及び 備品の取得価額が160万円以上又は100万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置又は器具及び備品が法第42条から第49条まで の規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の 金額に基づいてその判定を行うものとする。

(廃止) (主たる事業でない場合の適用)

42の11 4 法人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、当該法人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。

(廃 止) **(事業の判定)**

- 42の11 5 法人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。
 - 注 措置法規則第20条の5の2第4項第10号に掲げる「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類H情報通信業」(通信業を除く。)、「小分類693駐車場業」、「中分類72宿泊業」、「大分類N医療、福祉」、「大分類O教育、学習支援業」、「中分類79協同組合(他に分類されないもの)」及び「大分類Qサービス業(他に分類されないもの)」(旅行業を除く。)に

改	正		改	正	前
			分類する事業が該当する	ర 。_	
		(廃 止)	(その他これらに類する事	業に含まれないもの)	
			42の11 6 措置法規則第2	20条の5の2第4項第	2号かっこ書の料亭、バー、
			キャバレー、ナイトクラフ	ブに類する事業には、	例えば大衆酒場及びビヤホー
			ルのように一般大衆が日常	常利用する飲食店は含	まないものとする。_
		(廃 止)	(指定事業とその他の事業	とに共通して使用され	る特定機械装置等又は特定機
			械等)_		
			42の11 7 指定事業とその	の他の事業とを営む法	人が、その取得等又は賃借を
			した特定機械装置等(措置	置法第42条の11第1項	に規定する「特定機械装置等 」
			をいう。以下42の11 9ま	までにおいて同じ。) ∑	又は特定機械等 (措置法令第
			27条の11第7項に規定す	る「特定機械等」をい	lう。以下同じ。) をそれぞれ
			の事業に共通して使用して	ている場合には、その	全部を指定事業の用に供した
			ものとして措置法第42条の	の11の規定を適用する	0
		(廃 止)	(貸付けの用に供したもの)	こ該当しない資産の貸	트기
		(50 11)	42の11 8 措置法第42条の		
					特定機械等を自己の下請業者
					又は特定機械等が専ら当該法
					のであるときは、当該特定機
			械装置等又は特定機械等に	は当該法人の営む事業	の用に供したものとして取り
			 扱う。_		
			注 特定中小企業者等が、	その取得等をした特	定機械装置等を自己の下請業
			者に貸与した場合につい	ハても同様とする。	

(廃 止) (附属機器等の同時設置の意義)

42の11 9 措置法規則第20条の5の2第1項各号において本体と同時に設置することを条件として特定機械装置等に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

(廃 止) (特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

42の11 10 法人が措置法第42条の11第1項(同法第68条の15第1項を含む。) に規定する特定機械装置等を指定事業の用に供した日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下42の11 10において「供用年度」という。)後の事業年度において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度にさかのぼって当該値引きのあった特定機械装置等に係る措置法第42条の11第2項(同法第68条の15第2項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(廃 止) (物品賃貸業の意義)

42の11 11 措置法第42条の11第3項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は 多数の者に対し相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。

(注) 同項に規定する物品賃貸業は、法人又は個人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。

(廃 止) (特殊の減価償却資産の耐用年数)

42の11 12 リース契約 (措置法令第27条の11第7項第1号に規定するリース 契約をいう。以下42の11 14までにおいて同じ。)に係る特定機械等が、耐 用年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに該 当するもの又は令第57条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたもので

	_	
>	⋞	
(וע	

改	Œ	後	改 正 前
			ある場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該特定機械等のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。
		(廃止)	(リース費用の均等支払の判定) 42の11 13 特定機械等に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第27条の11第7項第3号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。
		(廃止)	(リース費用に含まれない費用) 42の11 14 措置法令第27条の11第8項に規定する「政令で定める費用の総額」 には、その賃借する特定機械等に係るソフトウエアの費用(当該特定機械等 に組み込まれているいわゆる基本ソフトウエアに係るものを除く。) リース 契約に基づく賃借料とは別に支払う当該特定機械等の引取運賃等は含まれないことに留意する。
		(廃止)	(税額控除の適用を受けた法人の意義) 42の11 15 措置法第42条の11第6項に規定する「これらの規定の適用を受けた法人」には、当該事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)においては同条第3項の規定(同法第68条の15第3項の規定を含む。)による税額控除を実施していないが、当該税額控除に

関する明細書においてリース税額控除限度額の計算を行い、その金額を繰越 税額控除限度超過額として記載している法人が含まれることに留意する。

止) (事業基盤強化設備のリース税額控除等の取扱いの準用)

42の111642の716の2及び42の716の3の取扱いは、措置法第42条の11第3項の規定の適用について準用する。

(廃 止) (申告に係るその控除を受けるべき金額)

42の11 17 措置法第42条の11第9項及び第10項に規定する「当該申告に係る その控除を受けるべき金額」の意義については、42の4 11の取扱いを準用 する。

九 第42条の11 (情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 īF 後 改 īF 前 第42条の11 《情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は (新 設) 法人税額の特別控除》関係 (事業年度の中途において特定事業者等に該当しなくなった場合の適用) (新 設) 42の11 1 法人が事業年度の指定期間(措置法第42条の11第1項に規定する 指定期間をいう。以下同じ。)内の中途において措置法令第27条の11第1項 に規定する特定事業者等に該当しないこととなった場合においても、次に掲 げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものの取得若しくは製作(以下「取得 等」という。)をして事業の用に供したとき又は賃借をして事業の用に供し たとき(事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該事業 の用に供しているときに限る。)には、措置法第42条の11第1項、第2項、 第3項若しくは第6項又は第7項若しくは第9項の規定の適用があることに

留意する。

- (1) 措置法第42条の11第1項に規定するソフトウエア(以下「ソフトウエア」という。) その特定事業者等に該当していた指定期間内に取得等又は賃借をして事業の用に供していたソフトウエアの取得価額の合計額又はリース費用の総額の合計額が措置法令第27条の11第1項、第2項若しくは第5項に規定する特定事業者等のソフトウエアに係る金額(70万円)又は同条第10項若しくは第13項に規定する特定事業者等のソフトウエアに係る金額(100万円)以上である場合の当該ソフトウエア
- (2) 措置法第42条の11第1項に規定する情報通信機器等(ソフトウエアを除く。以下「ソフトウエア以外の情報通信機器等」という。) その特定事業者等に該当していた指定期間内に取得等又は賃借をして事業の用に供していたソフトウエア以外の情報通信機器等の取得価額の合計額又はリース費用の総額の合計額が措置法令第27条の11第1項、第2項若しくは第5項に規定する特定事業者等のソフトウエア以外の情報通信機器等に係る金額(140万円)又は同条第10項若しくは第13項に規定する特定事業者等のソフトウエア以外の情報通信機器等に係る金額(200万円)以上である場合の当該ソフトウエア以外の情報通信機器等
- 注 法人が事業年度の指定期間内に取得等をして事業の用に供していたソフトウエアの取得価額の合計額が、措置法令第27条の11第1項、第2項又は第5項に規定する特定事業者等以外の法人のソフトウエアに係る金額(600万円)以上である場合の当該ソフトウエアについては、そのソフトウエアのすべてが対象となる。

法人が事業年度の指定期間内に取得等をして事業の用に供していたソフトウエア以外の情報通信機器等についても、同様とする。

(取得価額の判定単位と適用対象となる「特定情報通信機器等」)

42の11 2 ソフトウエア以外の情報通信機器等の取得価額の合計額又はソフトウエアの取得価額の合計額が措置法令第27条の11第1項に規定する600万円以上若しくは140万円以上又は600万円以上若しくは70万円以上であるかどうかについては、措置法規則第20条の5の2第1項各号に掲げるもの(令第133条若しくは第133条の2の規定の適用を受けるもの又は措置法第67条の8の規定の適用を受けるものを除く。)を措置法規則第20条の5の2第1項第1号から第8号までの情報通信機器等と同項第9号の情報通信機器等とに区分し、それぞれの取得価額の合計額により判定する。この場合、その取得価額基準を満たす情報通信機器等については、その区分ごとに、措置法第42条

措置法令第27条の11第 2 項、第 5 項、第10項又は第13項に規定する合計額の判定においても、同様とする。

の11第1項又は第6項のいずれかの規定を適用することに留意する。

注 上記のそれぞれの区分ごとにその区分に属する特定情報通信機器等(措置法第42条の11第1項に規定する特定情報通信機器等をいう。)又はリース情報通信機器等(同条第7項に規定するリース情報通信機器等をいう。)の一部について同条第1項若しくは第6項又は第7項の規定の適用を受けた場合には、各区分に属するそれ以外のものについて措置法第53条各号に掲げるその他の規定を適用することはできないことに留意する。

(圧縮記帳をした情報通信機器等の取得価額)

42の11 3 ソフトウエア以外の情報通信機器等の取得価額の合計額又はソフトウエアの取得価額の合計額が措置法令第27条の11第1項に規定する600万円以上若しくは140万円以上又は600万円以上若しくは70万円以上であるかどうかを判定する場合において、そのソフトウエア以外の情報通信機器等又はソフトウエアが法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うもの

(新 設)

(新 設)

- 2	=

前 孕 īF 後 改 īF とする。 措置法令第27条の11第2項又は第5項に規定する合計額の判定においても、 同様とする。 (貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与) (新 設) 42の11 4 措置法第42条の11第1項に規定する法人が、その取得等又は賃借 をした情報通信機器等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該情報 通信機器等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるもので あるときは、当該情報通信機器等は当該法人の営む事業の用に供したものと して取り扱う。 注 物品賃貸業を営む法人は、貸付けの用に供した情報通信機器等につき措 置法第42条の11第1項から第3項まで又は第6項、第7項若しくは第9項 の規定の適用を受けることができないことに留意する。 (ソフトウエアの改良費用) (新 設) 42の11 5 法人が、その有するソフトウエアにつき新たな機能の追加、機能 の向上等に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した場合 において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウ エアを取得したことと同様の状況にあるものと認められるときは、当該費用 の額をソフトウエアの取得価額として措置法第42条の11第1項、第2項又は 第6項の規定の適用があるものとする。 (附属機器等の同時設置の意義) (新 設) **42の11 6** 措置法規則第20条の5の2第1項各号において本体と同時に設置 することを条件として情報通信機器等に該当する旨の定めのある附属の機器

等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

(情報通信機器等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

42の11 7 法人が措置法第42条の11第1項(同法第68条の15第1項を含む。) に規定する特定情報通信機器等を事業の用に供した日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下42の11 7において「供用年度」という。)後の事業年度において当該特定情報通信機器等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度にさかのぼって当該値引きのあった特定情報通信機器等に係る措置法第42条の11第6項(同法第68条の15第6項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(物品賃貸業の意義)

42の11 8 措置法第42条の11第7項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は

多数の者に対し相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。

注 同項に規定する物品賃貸業は、法人又は個人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。

(特殊の減価償却資産の耐用年数)

42の11 9 リース契約(措置法令第27条の11第9項第1号に規定するリース 契約をいう。以下42の11 11までにおいて同じ。)に係る情報通信機器等が、 耐用年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに 該当するもの又は令第57条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたもの である場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を 基礎として当該情報通信機器等のリース契約が同号の要件に該当するかどう かを判定することに留意する。 (新 設)

(新 設)

(新 設)

ì
•

孕 īF 後 改 īF 前 (リース費用の均等支払の判定) (新 設) 42の11 10 情報通信機器等に係るリース契約の締結に当たってその契約の履 行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その 金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、 当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当する こととされているときであっても、当該リース契約が措置法令第27条の11第 9項第3号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものと して判定したところによることができるものとする。 (リース費用に含まれない費用) (新 設) 42の11 11 法人が賃借するソフトウエア以外の情報通信機器等に係る措置法 令第27条の11第10項に規定する「政令で定める費用の総額」の判定に当たっ ては、当該情報通信機器等に係るソフトウエアの費用(当該情報通信機器等 に組み込まれているいわゆる基本ソフトウエアに係るものを除く。)、リース 契約に基づく賃借料とは別に支払う当該情報通信機器等の引取運賃等はその 総額に含まれないことに留意する。 (税額控除の適用を受けた法人の意義) (新 設) 42の11 12 措置法第42条の11第11項第1号に規定する「第7項の規定(.....) の適用を受けた法人」には、当該事業年度(その事業年度が連結事業年度に 該当する場合には、当該連結事業年度)においては同条第7項の規定(同法 第68条の15第7項の規定を含む。)による税額控除を実施していないが、当 該税額控除に関する明細書においてリース税額控除限度額の計算を行い、そ の金額を繰越税額控除限度超過額として記載している法人が含まれることに 留意する。

(中小企業者等が賃借をした特定機械等のリース税額控除等の取扱いの準用)	(新 設)
42の11 13 42の6 16及び42の6 17の取扱いは、措置法第42条の11第7項	
の規定の適用について準用する。	
(申告に係るその控除を受けるべき金額)	(新 設)
42の11 14 措置法第42条の11第15項及び第16項に規定する「当該申告に係る	
その控除を受けるべき金額」の意義については、42の4 11の取扱いを準用	
<u>する。</u>	

十 第43条 (特定設備等の特別償却) 関係

	改	正	後		改	正	前
(取得価額の)判定単位)			(取得価額の判	定単位)		
43(1) 4				43(1) 4			
	300万円以上、230	0万円以上又は150万円	<u>9以上</u>		150万円以上又は2	30万円以上	
(圧縮記帳を	した公害防止設備等の)取得価額)		(圧縮記帳をし	た公害防止設備等の	取得価額)	
43(1) 5				43(1) 5			
	300万円以上、230	0万円以上又は150万円	<u>9以上</u>		<u>150万円以上又は</u> 2	30万円以上	

十一 第43条の3 (特定中核的民間施設等の特別償却) 関係

改	正	後	改	正	前		
(特定認定法人等の株式保有割合等の判定の時期)			(特定認定法人等の株式保有割合等の判定の時期)				
43の 3 2			430 3 2				

改	正	後		改	正	前		
注地方公共		又は出資		地方公共団体により所有され又は出資				
(中核的民間施設等の取得	等に必要な資金の判定	単位等)		中核的民間施設等の取得	等に必要な資金の判定	至単位等)		
430 3 5				න 3 5		,		
6億5千	万円以上			6億円以	<u>上</u>			
注6億	<u>5 千万円以上</u>			注 <u>6 億</u>	<u>円以上</u>			
(圧縮記帳した保全事業等	資産の取得価額)		(圧縮記帳した保全事業等	資産の取得価額)			
430 3 7			43	න 3 7				
2 ,300万円	<u> 3以上</u> <u>2</u>	210万円以上又は180万円	3以上	2 000万円	<u> </u>	180万円以上		
(機械及び装置の取得価額	の判定単位)		(機械及び装置の取得価額	の判定単位)			
43の3 8			43	න 3 8				
210万円以	<u>【上又は</u> 180万円以上			180万円以	人上			

十二 第44条 (地震防災対策用資産の特別償却) 関係

改	Œ	後		改	正	前	
(大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる施設又は事業の管理又			(大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる施設又は事業の管理又				
は運営を行う法人であるかどうかの判定の時期)			は運営を行う法人であるかどうかの判定の時期)				
44 1 法人が <u>措置法令第28条の4第1項</u>			44 1 法人が <u>措置法令第28条の4</u>				